

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年3月2日、資格喪失日に係る記録を43年5月1日に訂正し、40年3月から同年9月までの標準報酬月額を2万6,000円、40年10月から41年9月までの標準報酬月額を2万8,000円、41年10月から42年9月までの標準報酬月額を3万円、42年10月から43年4月までの標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月2日から43年5月1日まで

私は、A事業所の社長にスカウトされ勤めていた会社を離職した翌日の昭和40年3月2日から同事業所に勤務し、B職に従事しており、43年5月に同業他社に移る直前まで同事業所に継続して勤務していた。

A事業所に入社する前、社長に厚生年金保険、健康保険等の適用の有無を確認したところ、すべて有るとの回答を得ており、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間について、申立事業所において勤務していたことが確認できる。

また、上記の同僚すべてから、当該事業所での勤務期間と厚生年金保険への加入期間が合致するとの供述を得ており、そのうち3人は、「当時、従業員はすべて厚生年金保険に加入していた。」と供述していることから、当該事業所では、申立期間当時、従業員を入社後すぐに厚生年金保険へ加入させていたことが推認できる。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時の当該事業所の従業員数と厚生年金保険被保険者数がほぼ一致している上、同僚が記憶している入社時の従業員数と厚生年金保険被保険者数もほぼ一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の同僚の厚生年金保険の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和40年3月から同年9月までの標準報酬月額を2万6,000円、40年10月から41年9月までの標準報酬月額を2万8,000円、41年10月から42年9月までの標準報酬月額を3万円、42年10月から43年4月までの標準報酬月額を3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は平成17年4月21日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから確認できないものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年3月から43年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月31日まで

A事業所では、乗務員の仕事をしていた。第二次世界大戦の終戦ごろまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金手帳番号払出簿及び申立人に係る被保険者台帳の記録から、申立人は、昭和17年1月1日付けで厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）の資格を取得していることが確認できるが、申立期間当時の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が戦災により焼失している上、上記被保険者台帳の資格喪失日欄が空欄となっているため、現存する記録から申立人の資格喪失日を確認することはできない。

しかしながら、A事業所における複数の同僚の供述及び申立人の終戦時の状況などの説明に不自然さが見られないことから、同事業所に継続して勤務していたことが推認される。

また、申立事業所の人事部門の業務を受託しているB事業所は、「終戦直後、日本の鉱物資源産業は、GHQ配下となり、工場の操業再開に目処が立たないため、昭和20年9月には、当時の従業員を全員解雇した。」と回答している。さらに、上記払出簿において申立人と同日付けで資格を取得し、上記被保険者台帳の資格喪失日欄が空欄となっている同僚3人のオンライン記録を確認したところ、昭和20年8月1日付けで資格を喪失している者が1人、

同年8月31日付けで資格を喪失している者が2人いることが確認できる。以上のことから、申立人の資格喪失日は同年8月31日とすることが妥当であり、申立期間当時、社会保険事務所（当時）が記録の管理を適切に行っていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立事業所において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和17年6月1日に取得し、20年8月31日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月10日から35年4月1日まで

A事業所には在職証明書に記載のとおり、2年間勤務していたにもかかわらず、前半の1年間しか厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

申立期間について調査し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和33年4月11日に厚生年金保険の資格を取得し、34年4月10日に資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、A事業所が保管する申立期間当時に作成された人事異動上申書、勤務日数証明書、履歴書及び退職手当額計算書から、申立人が昭和33年4月11日から35年3月31日まで、臨時職員として継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記勤務日数証明書からは、申立人の申立期間における毎月の勤務日数が、厚生年金保険の加入記録がある期間の勤務日数とおおむね同じであることが確認でき、昭和34年4月前後で、申立人の勤務形態が変化した状況はうかがえない。

さらに、A事業所の人事事務担当者は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除、資格の届出及び保険料の納付については不明であるが、在職期間は、社会保険の加入要件に該当しているため、資格の届出を行っているものと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における社会保険事務所（当時）の昭和34年3月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は前述のとおり、在職期間は資格の届出を行っているものと思われると回答しているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和34年4月10日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から35年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成元年9月まで

昭和62年2月に私が会社を退職した後、同年2月から平成元年9月までの国民年金保険料が、夫婦共に未納だったので、元年10月ごろに夫婦二人分の未納保険料を市町村役場で納付した。

妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納になっているはずがないので、私の年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成元年10月ごろに夫婦二人分を市町村役場で納付したと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は2年12月26日に払い出されており、元年10月ごろは、申立人は国民年金に未加入であること、ii) オンライン記録によると、妻の申立期間の保険料については、昭和62年2月から同年5月までの分は同年5月23日に納付され、同年6月分以降は、毎月、口座振替により納付されていることが確認できることから、申立内容に不自然さが見受けられる。

また、前述の払出日以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間後(平成元年10月以降)の国民年金保険料については、2年4月から同年12月までの分は同年12月20日に、3年1月から同年3月までの分は同年3月18日にそれぞれ現年度納付されているのに対し、申立期間直後の元年10月から2年3月までの分は3年11月27日に過年度納付されていることが確認できることから、過年度納付を行った同年11月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から50年5月まで

私は、昭和38年8月から国民年金に加入し、両親及び同居の叔母の保険料とともに集金を担当する町内会の人に保険料を納付していた。

平成15年に空き巣の被害に遭い、国民年金手帳等を盗まれたので、その時に社会保険事務所（当時）に届け出たところ、「納めてくれています。」と言われ、国民年金保険料納入額確認書を受け取った。

申立期間について、保険料が未納になっているはずがないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月8日に払い出されており、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人は同年6月23日に任意加入者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることはできないため、申立期間は未加入期間となる上、前述の払出日以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿においても、申立期間に係る保険料の納付記録は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持している国民年金保険料納入額確認書を見ると、平成15年に納付した保険料額について確認したものであり、申立期間に係る保険料を納付していることを確認したものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 1 日から同年 10 月 13 日まで

私は、昭和 29 年 5 月 1 日に A 事業所へ就職してから、47 年 1 月に退職するまで続けて勤務していた。この間いったん、30 年 10 月 13 日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったが、それまでは厚生年金保険の被保険者となっていたはずである。しかし、厚生年金保険の記録照会をしたところ、30 年 1 月 1 日に当該事業所を資格喪失した記録となっている。上記のとおり、当該事業所に続けて勤務していたのは間違いないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の妻及び事務担当者の供述から、申立人が申立期間において、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況について事業主の妻は、「厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く不明である。申立期間当時のことは何も覚えていない。」と供述している。

また、事務担当者は、「当時は事業主の妻が給与計算及び社会保険の事務を担当し、私は、その結果を賃金台帳に記帳する事務を担当していたが、高校を卒業して入社したばかりであり、事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことは記憶しているが、それまでに事業主やその妻並びに同僚が厚生年金保険の資格を順次喪失していたことまでは承知していない。」と供述している。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者であった申立人を除く 7 人の資格喪失に係る記録を調査したところ、いったん適用事業所でなくなった日に資格喪失している者は 3 人で、残る 4 人については、当該事務担当者の供述から勤務実態が確認できるものの事業所が適用事業所なくなるまでに順次資格喪失しており、このうち申立人と同様に同年 1 月 1 日に資格喪失した者が 2 人（うち 1 人は申立人と同様の業務内容、勤務形態）確認でき、当該事業所は、申立人を含め複数の従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

加えて、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、当時の貸金台帳等の関係書類を確認できない上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。